

新田町会規約

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、新田町会と称し事務所を新田町会会館内に置く。

(組 織)

第 2 条 この会は、新田町内に居住する世帯主を以って組織する。
但し、町内にある工場、営業所、事務所、店舗、寮等については、その代表者又は管理人を世帯主と見なす。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の協力により愛町の精神を基調として文化の向上、相互福利の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前述の目的を達成する為、概ね次の事業を行う。
1. 各種見舞（水、火災、家族会員の死亡）
2. 防犯、防火に協力
3. 各種団体への協力
4. その他必要な事項

(役 員)

第 5 条 本会は、その目的達成の為次の役員を置く。
会長 1名 副会長 5名以内 理事 20名以内 監査 2名
会計 2名
組長、班長 若干名

第 6 条 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき之を代理する。
組長又は班長は担当地区を代表し、決議事項の連絡執行に当たる。
監査は、会計を監査する。
会計は、本会の会計事務を処理し監査を経て報告する。

第 7 条 役員は総会に於いて、会員の互選により選任し、その任期は2年間とする。
補欠の場合は残任期間とする。但し再任をさまたげない。

(当番制)

第 8 条 本会の事業運営の便を期する為、当番制度を設ける。
当番は各組長とし、内1名を当番長として会長の指示により行動するものとする。

(会 議)

第 9 条 本会の会議は役員会及び総会の二種とする。
役員会は必要に応じ、会長が随時招集する。
総会は毎年会計年度末日の翌日から三ヶ月以内の開催期日を定め会長が招集する。会員の3分の1以上の要求があった場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第 10 条 議決は出席者の過半数で可否を決定する。可否同数の場合は会長が決める。委任状又は、伝言にて届出のあった場合は出席とみなし議決に賛成と認める。

第 11 条 総会に於いて議案審議未了の場合は出席者の同意により役員会に委任することができる。

第 12 条 至急を要する事項は会長が専決することが出来る。この場合は次の役員会に必ず報告しなければならない。

(経 費)

第 13 条 本会の経費は町会費、補助金、寄附金その他の収入を以って充てる。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(慶 弔)

第 15 条 本会は会員及び同居の親族の慶弔金等については次の通りとする。

1. 弔慰金 香典 5,000 円

なお、花環については原則として会長経験者とする。

上記以外の慶弔金支払い及び花環についてはこれを会長に一任する。

(附 則)

第 1 条 本会に顧問を置くことが出来る。

顧問は本会の発展に寄与し、特別功績のあった者又は学識経験者の中から役員及び総会の賛同を得て会長が委嘱する。

顧問は総会及び役員会に出席して意見を述べる事が出来る。

第 2 条 衛生自治会長は町会理事を兼任し、会の円滑を図り事業を推進する。

第 3 条 本会の地区内に転入した者は1ヶ月以内に所属の組長を経て会長に届出しなければならない。

第 4 条 この規約は総会の議決を経なければ改正することが出来ない。

(改正附則)

(施行期日) 改正後の第5条及び第9条は、平成24年4月1日より施行する。